

4 育児休業給付

(1) 給付の概要

① 給付内容

雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合に、休業開始前賃金の50%(※)を支給するもの。

※30%相当額を休業期間中に、20%相当額(平成21年度末までの暫定措置。本則では10%相当額)を職場復帰6ヶ月後に支給

② 給付状況

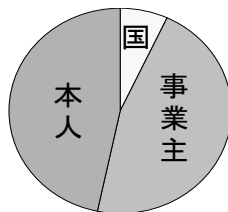
約13万人(平成18年度実績)

(2) 給付の仕組み(手続)

- 被保険者(事業主を通じた申請可)が公共職業安定所に申請。

(3) 費用負担の概要

① 費用負担割合



【国1/8、保険料(労使折半)7/8】

※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)

② 給付額

約1300億円(平成20年度予算ベース)

※なお、雇用保険による育児休業給付のほか、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合による相当する給付有り。

5 幼稚園（※前回委員よりお求めのあった資料）

(1) 給付の概要

① 内容

満3歳から就学前の児童に対し、教育を行う施設。（1日4時間を標準、開設日数39週以上（春夏冬休み有り）
（※なお、公立幼稚園の47%、私立幼稚園の88%において預かり保育を実施。（平成19年6月1日現在））

② 実施箇所数・利用者数

《実施箇所数》約13,700箇所（公立：私立 = おおむね 4：6）
《就園児童数》約170万人（公立：私立 = おおむね 2：8）（平成19年5月1日現在）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※設置主体（学校法人、地方公共団体等）の判断）

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

特になし

② 施設整備補助

■ 公立幼稚園 「安全・安心な学校づくり交付金」による補助有り。

《国庫補助単価》（例）鉄筋コンクリート造 146,000円/m²

《費用負担》 国1/3以内、設置地方公共団体2/3

■ 私立幼稚園 「私立幼稚園施設整備費補助金」による補助有り。

《国庫補助対象》 学校法人、社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の幼稚園部分）

《国庫補助単価》（例）鉄筋コンクリート造 146,000円/m²

《費用負担》 国1/3以内、設置者2/3

(4) 事業開始規制等

① 市町村が設置する場合 ……都道府県の教育委員会の認可

② 学校法人が設置する場合 ……都道府県知事の認可

(5) 利用の仕組み(手続)

- 就園を希望する保護者が、直接、幼稚園に対して入園を申込み。
- 保育料は、幼稚園毎に設定。(所得に応じて就園奨励費を助成)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

- ① 人員配置(幼稚園設置基準)
1学級35人以下(幼稚園教諭1:幼児35)
- ② 施設設備(幼稚園設置基準)
運動場、職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料水用設備等
- ③ その他
「幼稚園教育要領」に基づいて、幼児の発達に応じた教育を提供。

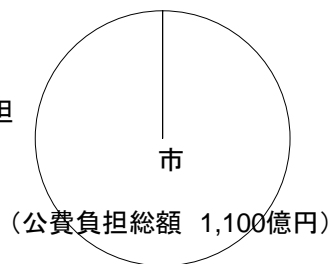
(7) 費用負担(運営費)

① 公費負担割合

公立幼稚園

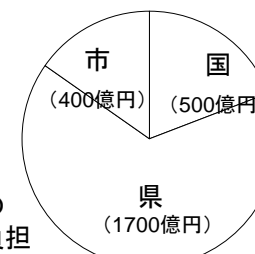
市町村等の設置者による負担

※就園奨励費による公費負担(国)を含む



私立幼稚園

- ① 私学助成による公費負担
都道府県が設置者に対して行う助成に対して、国が予算の範囲内において補助
- ② 就園奨励費による公費負担
市区町村が保護者に対して行う保育料等の軽減に対し、国が1/3(特別区等1/4)を公費負担



(公費負担総額 2,600億円)
(※平成19年度予算ベース)

② 費用額

費用額(全体): 約7000億円

公費負担総額: 約3700億円(H19年度予算ベース) ※残余(約3200億円)は利用者負担

※端数処理(四捨五入)のため必ずしも合計が一致していない

(8) その他

- 平成18年10月より、幼稚園、保育所等のうち、①教育及び保育を一体的に提供し、②地域における子育て支援を実施する施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度が開始。
- 認定こども園に対する財政措置は、保育所及び幼稚園に係る補助制度を組み合わせ。